

平成 26 年 2 月 25 日

～東京都子供・子育て会議～

幼保連携型認定こども園の基準に関する意見・質問

委員 入谷幸二

～認可基準の在り方についての意見～

◎大人や施設の都合ではなく、子供の最善の利益、子供の視点に立ち、子供の生存と発達を保障する観点

◎世界で一番の都市「東京」を目差す観点

1. 首都直下型大震災をはじめ各種災害に関する防災・減災の必要性が高まっている中、子供（とりわけ、要支援児、乳幼児や学童）や保護者、教職員、地域の人々の生命・身体等の安全・安心を確保することが最優先課題。

子供や高齢者が安全・安心に生活できる都市であってこそ、すべての人々が集える世界で一番の都市「東京」の実現。

2 生命・身体等の安全・安心の確保に係わる園庭、園舎の階数、保育室等の設置階については、国で示している新設の基準以上とし、移行特例については、現行と同様に、都においては採用すべきではない。

3 価値観が多様化し、生活様式や就労形態も多様化している今日、乳幼児が関わる施設も、今後ますます多様な形態が尊重され混在していくと推察され、新たな幼保連携型認定こども園だけに収れんされるとは考えにくいし、待機児童解消の即効薬としての効果も定かではない。

4 新たな幼保連携認定こども園は、今後、中長期的なスパンにおいて、いわゆる「多機能一施設」モデルの一つとして、将来、東京が世界に誇れる施設類型になりうる。

5 そのためには、当初から基準を緩和し拙速な普及促進を図ると将来に禍根を残す恐れ。

6 認可基準も実際の運営状況の検証や科学技術の知見の変遷に基づいた適宜適切なる見直しが必要とされて然るべき。例えば、支援事業計画の計画期間である5年ごとに検証と必要に応じた見直しを図る等。

～認可基準の手続きについての質問～

1 都においては、認可の際の審議会（法 25 条）はどのような形態で設置する予定なのか。

2 公立（区立、市立）の施設は、知事への届出だけで設置される（法 16 条）が、都民が、その内容を確認できる仕組みは講じられるのか。